

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

號日四十二月四

個人の税金はどう變つたか
 精動機構の改組
 外貨獲得と農林水産物
 北歐電撃作戦の一考察
 北歐三國と英獨ソ
 新東亞、百二十億の貯蓄から

特別 二千六百年史抄(二)
 内閣情報部參與菊池 寛

第一八四號 昭和十五年四月二十四日發

週報

昭和十五年四月十七日發 第三種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

五錢

戰線の將兵に
 弾丸を食糧を

四月二十二日五月三日
 郵便局賣出

支那事變國債

大藏省

(判LA51格規定國はさき大の書本)

魂 忠 げ 仰



全國民默禱の時間
四月廿五日上午十時十五分

露光量違いにより重複撮影

週報

(第一八四四號)
四月二十一日

— 内閣情報部編輯 —

精勵機構の改組について

内閣情報部

税制改正によつて
個人の税金はどう變つたか

大藏省

外貨獲得と農林水産物

農林省

新東亜百二十億の貯蓄から

逓信省

北歐電撃作戦の一考察

内閣情報部

北歐三國と英獨

外務省情報部

33期二十六百年度抄

内閣情報部 菊池 寛

週報

四月二十一日

支障なき限り、来る廿日以降
廣東の一般貿易を許可する旨南
支陸海軍最高指揮官聲明

▼オランダよりノールウェー海岸に
至る北海々上の相當範圍に機雷
を敷設した旨英海軍發表

四月二十一日

ノ谷外務次官クレギー英
大使と天津問題等に関し會談

ノ歸郷軍人醫務接護に關する
規定改正の勅令公布、除隊
後の發病も官費の治療を受け
られるようにする

▼汪精衛
和平反共建國運動に關し廣東
より放送

▼中央銀行監事委
員會章程發表

四月二十五日

ノ阿部信行特命全權大使晴れの
出發

ノ豫守府長官異動發表
ノ歐洲の戰禍關印への波及は、
東亞の平和及び安定上好まめ旨

有田外務大臣聲明

▼石炭品位
取締規則公布(五月一日施行)

▼英軍、ノールウェー海岸數ヶ
所に上陸せる旨英發表

四月十六日

▼精勵機構改組要綱、閣議で決
定

▼北支經濟協議會北京に開
催

▼ノールウェー國王並びに
政府、スウェーデンに任命せる
旨獨放送

▼太平洋における現
狀維持に對する日本政府の固き
決意を高く評價すると佛聲明

四月十七日

▼大島健二、小幡西貢、竹越眞
三郎の三氏機密顧問官に任ぜら
る

▼戰爭の遂行によつてのみ
事變を解決し得る旨馬淵支那派
遣軍報道部長談發表

▼汪精
衛、武漢民衆に和平建國の熱意
を放送

▼關印の現狀維持を尊
重する旨ハル業國務長官聲明

仰 げ 忠 魂



全國民黙禱の時間
四月廿九日午前十一時十五分

露光量違いにより重複撮影

週 報

(第一八四號)
四月二十四日

— 内閣情報部編輯 —

精勵機構の改組について

内閣情報部・三

税制改正によつて

個人の税金はどう變つたか

大 藏 省・八

外貨獲得と農林水産物 (上)

農 林 省・七

新東亜 百二十億の貯蓄から

國民貯蓄獎勵局・四

北歐電撃作戦の一考察

内閣情報部・三

北歐三國と英獨

外務省情報部・七

特別二千六百年史抄 (全二)

内閣情報部編輯 菊池 寛・豊

週 間 旬 誌

四月十三日(水)

▽支障なき限り、来る廿日以降、廣東の一般貿易を許可する旨南支陸海軍最高指揮官聲明

▽オランダよりノールウェー海岸に至る北海々上の相當範圍に機雷を敷設した旨英海軍發表

四月十三日(水)

▽谷外務次官クレイギー英大使と天津問題等に関し會談

▽「歸郷軍人醫療援護」に関する規定改正の勅令公布、除隊後の發病も官費の治療が受けられるやうになる

▽汪精衛、和平反共建國運動に関し廣東より放送

▽中央銀行籌備委員會章程發表さる

四月十五日(金)

▽阿部信行特命全權大使晴れの出發

▽鎮守府長官昇勳發表

▽歐洲の戰禍關印への波及は、東亞の平和及び安定上好まぬ旨

有田外務大臣聲明

▽石炭品位取締規則公布(五月一日施行)

▽英軍、ノールウェー海岸數ヶ所に上陸せる旨英發表

四月十六日(土)

▽精勵機構改組要綱、閣議で決定

▽北支經濟協議會北京に開催

▽ノールウェー國王並びに政府、スウェーデンに亡命せる旨獨放送

▽太平洋における現狀維持に對する日本政府の固き決意を高く評價すると佛聲明

四月十七日(日)

▽大島健一、小幡酉吉、竹越眞三郎の三氏偵察顧問官に任ぜらる

▽戰爭の遂行によつてのみ事變を解決し得る旨馬淵支那派遣軍報道部長談發表

▽汪精衛、武漢民衆に和平建國の熱意を放送

▽蘭印の現狀維持を尊重する旨ハル米國務長官聲明

精動の機構改組について

内閣情報部

反共和平建國の大旗の下に、支那四億の民衆の輿望を擁護して躍起した汪精衛氏は、重慶政権のあらゆる妨害を尻目に、國民政府の改組選都の大業を完成した。帝國はこの新中央政府を支持し、その育成發展のために全幅の協力を惜しまぬことは、過般米内首相が中外に聲明した通りである。しかしながら、勿論これで事變が終結したのではない。今後に於ても帝國は不動の大方針に基づいて、斷々乎として重慶政権の徹底的破壊に向つて邁進することは云ふまでもない。聖戰の鋒先は、東亞新秩序建設完遂に向つて突き進めるのみである。

今や歐洲戰亂は漸く風雲急を告げ、國際狀勢の歸趨は實に一刻の豫斷も許さない。この複雑混沌たる國際世局の渦中に棹さして、その所信を貫徹せんとする帝國の前途は極めて多難と云はざるを得ない。我々はこの際覺悟を新たに、不撓不屈萬難を排して斷乎國策の遂行に邁進する不退轉の決意を固めなければならない。これが爲めには國家總力戰態を一層整備強化し、國家の總力を擧げて時艱

に對處し得る方途を講ずることが喫緊の要務である。

この事たる政府の適切有效なる施策に俟たなければならないことは勿論ではあるが、同時に國民自らもよく時局の重大性を認識し自ら進んで政府に協力し、全國民の力によつて國策を推進することが絶對不可缺の要件である。如何に完備した法令が施行されようとも、國民の協力がこれに伴はなければ到底その完全な實效を収めることはできない。こゝに、國民精神總動員運動が時局の推移と共に一層の重要性を加へ來つた所以が存するのである。しかも、時局の現状は徒らに論議に時を費すを許さない。一刻も速かに全國民の生活を戰時的に轉換せしめることが必要である。勿論従來の精動運動もこの點に力を注ぎ、その効果大いに見えるべきものがあつたのではあるが、時態の深刻化は現状に止ることを許さず、更にこの際、本運動を物心兩面に互り飛躍的に強化することを必要とするに至つた。

こゝに於て政府は、時局の新段階に即應し、國民精神總動員機構の全面的改組をなす必要を痛感し、關係方面と密々協議を遂げると共に、閣議に於て慎重審議を重ねた結果、この程漸く成案を得て、去る十六日の閣議に於て「國民精神總動員機構改組要綱」を正式に決定するに至つた。

今回の改組に當つて、まづその前提として考へられたことは、従來の精動運動の題目が餘りに廣汎多岐に互つた嫌ひがあり、これが爲めに、かへつて實踐の重點を失ひ、運動の實效を収める上に遺憾の點

があつたやうに思はれることに省みて、今回は理論を排し専ら實踐に重きを置き、總力戰遂行に絶對に必要な具體的事項につき、國策に即應した企畫を立て、これの國民的實踐を確保して行かうといふ事であつた。

だからといつて、決して物の方面のみを問題とするのではない。國民の實踐はあくまでも精神力が基礎にならなければならない。戰時經濟の遂行に當つても、國民の精神力が確固不拔でなければその萬全は期し難い。この意味に於て、大いに國民精神を昂揚し、堅忍持久の精神力を振起し、百戦錬磨し萬苦に堪へ、一意聖戰目的の貫徹に邁往する底の國民的氣魄を醸成することが、最も重要な先次問題である。本年は恰も紀元二千六百年の曠古の盛時に當つてゐるのであるから、肇國の大精神を宣揚し、聖戰の意義を國民に徹底せしめるには好箇の機會である。崇高なる此の大精神に淵源する確固不動の精神力の上のみ、國策に協力する國民の實踐が湧き上るのである。新たに生れ出る精動はこゝに主眼を置き、旺盛なる精神力の振起を發足とし、個々の具體的實踐項目は重點主義に則り、さし當り最も必要とするものからとり上げて、その實踐を徹底的に確保して行くといふ行き方で進まうとするのである。しかも、この實踐事項の具體的企畫に當つては、あくまでも都市社會と農村社會との根本的差異を正確に認識し、その企畫を、それ／＼の社會の實體に即應せしめるやうに工夫しなければならぬ。

従つて運動の機構も、これ等の要請に應じ得るやうな方向に改組が行はれたわけである。先づ掲げられる要點は、中央機構の一元化の問題である。

従來は本運動の根本企畫は、内閣總理大臣の管理に屬する國民精神總動員委員會が之に當り、純民間團體たる國民精神總動員中央聯盟がこの根本企畫に基づき、第二次的な實施上の企畫をなすと共に、その加盟團體を動かして運動を展開すると云ふ行き方を採つて來たのである。しかし、この機構の二本建はやゝもすれば煩瑣であつて實際に即さないのみならず、時局の重大化に伴ふ迅速かつ強力な運動の展開には不適當な點が少くないので、今回これを一元化し官民一體の運動本部を設け、運動の企畫及び實施の一切をこの機關に擔當せしめることとしたのである。

更に本部の會長には内閣總理大臣自らこれに當り、副會長には内務大臣及び民間人たる本部の理事長を以てこれに充て、また各大臣及び關係官吏並びに貴衆兩院議員、言論機關の代表者、有力民間團體の代表者及び學識経験者等廣く民間各方面の有力者を、それ／＼顧問、理事、參與等の役員に配して、完全に官民抱合の形を整へたばかりでなく、政黨の人々に對しても從來以上の密接な關係に於て參加を求め、眞に舉國一致の實を備へ得たことは、本運動を、國民を基調とする運動たらしめる上に於て大なる効果を收めたものと確信する。更に今回の改組に於て、全國務大臣が本部の顧問としてみづから陣頭に立つて運動を督勵推進されることとなつたことは精動運動の一大飛躍である。

次に今回の改組に於て注目すべき點は、地方機構の改組である。即ち、道府縣に於ては、中央の機構に準じ地方長官を會長とする官民一體の道府縣本部を設けるほか郡及び市に運動の連絡指導機關を新設し、市町村に於ける實踐網の整備強化を促進することとしたのである。かくの如く、上は府縣から下は各市町村の部落及び町内會に至る一貫した組織が整備されたことは、地方に於ける本運動の劃期的進展を示すもので、ひそかにその實果を期待してゐる。

更に地方に於けるこの機構改組に伴つて、一般地方行政の監督官廳である内務省を中央機構の中心に關係せしめたことも、地方の本運動を促進する上に與つて力あることと思ふ。また道府縣に於ける民間有力者を中央本部の役員としたことは、民意を基調とする建前を一層強化するのみならず、地方の實情に即した企畫を爲す上に、少からざる役割を果すであらう。

最後に、今回の改組に於て注目すべき點は、全國的に強力な組織を有する有力團體を重點主義により援助助成し、その活動を促進することによつて、實行項目の實踐を側面から督助せんとすることである。これによつて本運動を、上から下への官製運動ではなく、國民自體の中から盛り上げる自發的運動たらしめるための素地を作り得たものと思ふ。

以上の數點に狙ひを置いて、今度の改組が行はれたのである。勿論精勵の實績が擧るか否かを悉く機構の良否に歸することはできない。要は、その機構を運営する人と、この運動に参加する全國民

の心構への如何によることは、今更多言を要しない。

わが國現下の國情は、議論を超越した大乗的な立場からする實踐を要求してゐる。全國民打つて一丸となり、強力日本建設に向つての實踐あるのみである。しかるに現状は、やゝもすれば國力を賭しての大戦争の行はれてゐることを忘れ、同胞の尊い生命の犠牲に於て己れのみ榮利を貪らむとするが如き、憎むべき非國民的行爲が平然として行はれる事實のあることは、洵に痛憤に堪へない。戦争の慘禍に見舞はれない幸福に仰れて、この國家非常の秋に於ても、なほ平和時代に於ける個人自由の夢を棄て去らず、自己の利益を追及することに日も尚ほ足らざる者のあることは、憎みてもなほ餘りあることと云はねばならない。有史以來未曾有の難局に直面してゐる我々國民は、今こそ世界に誇るべき傳統的國民精神を總動員し、聖戰遂行の至上命令の下に一切の私心を去り、私益を棄てて舉國一體となり、以て東亞新秩序建設の大業熒贊の道に邁進しなければならない。

今や三度展開せんとする國民精神總動員運動を、眞に國民自らの愛國運動として力あらしめるために、全國民各位の衷心よりの御協力を切にお願ひする。

税制改正によつて

個人の税金はどう變つたか

大 藏 省

今回の税制改正によつて個人の税金はどう變つたか。個人の税金といつても、入場税とか、遊興、飲食税のやうな消費税的なものは別とし、直接納める税金、即ち、直接税について、以下簡単に説明することにしませう。

改正前の租税制度によると、國税では、年に千圓以上の所得のある人には所得税がかかり、また土地を所有して居れば地租、營業を經營してゐれば營業收益税、貸金や公社債、預金の利子等があれば資本利子税がかかるといふ仕組になつてをりました。

次に地方税では、府縣税としては所得税附加税、地租及び營業收益税の附加税などがかり、家屋を所有する

人には家屋税が課税されてをりました。また市町村税としては、地租及び營業收益税の附加税、家屋税附加税の外、戸數割、戸數割を課税しない市町村では特に所得税附加税などが課税されてゐたのであります。

改正後の租税制度ではこれがどう變つたかといひますと、國税では先づ所得税が根本的に改められて、比例税率による分類所得税と、累進税率による総合所得税とを併用する建前をとることとなり、從來所得税の補完税となつてゐた收益税の中資本利子税は廢止され、地租、營業收益税は地方の財源とされることとなり、その他の國税についても相當重要な改正が行はれたのであります。

改正前	改正後
<p>所得税</p> <p>地租</p> <p>(收益)營業收益税</p> <p>資本利子税</p> <p>臨時利得税</p> <p>利益配當税</p> <p>公債及社債利子税</p> <p>外貨債特別税</p> <p>相續税</p> <p>その他</p>	<p>所得税</p> <p>分類所得税</p> <p>総合所得税</p> <p>臨時利得税</p> <p>配當利子特別税</p> <p>外貨債特別税</p> <p>相續税</p> <p>その他</p>

地方税では、まづ府縣税に於て所得税附加税がなくなりました。又、市町村税に於ては戸數割が廢止され、代りに市町村民税を課税されることとなりました。

又、地租、家屋税、營業税(從來の營業收益税に代るもの)は今後は地方の獨立財源となるのでありますが、負擔の均衡を圖る見地から一部は國で徴收した上徴收地の道

地方税	
<p>所得税附加税</p> <p>地租附加税</p> <p>家屋税附加税</p> <p>營業收益税附加税</p> <p>その他</p>	<p>(廢止)</p> <p>地租附加税</p> <p>家屋税附加税</p> <p>營業收益税附加税</p> <p>その他</p>

府縣に還付され、地方團體はこれに對し約三倍の附加税を課税することとなつたのであります。

右の外にも、營業者については、昭和四、五、六の三年の平均利益を超える利益、または昭和九、十、十一の三年の平均利益を超える利益に對して課税される臨時利得税、財産を相續した場合に課税される相續税などの國税が從來から課税されて居り、今後も課税されませんが、これ等については相當の改正が行はれました。

以上述べたところによつて、個人の税金の改正前と、改正後の仕組を分り易くする爲めに圖解してみると、次の通りになります。

以下改正後の各税について、課税方法、税率等の概要を述べることにせう。

所得税

所得税は、分類所得税と総合所得税との二種類に分れてをります。

分類所得税

まづ分類所得税は、所得をその性質に応じて、不動産所得、配当利子所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得及び退職所得の六種に区分し、負擔力に応じてそれぞれ異つた税率で課税することになつてゐるのであります。

勤勞所得のうち、甲種の勤勞所得は源泉課税であつて、わが國では始めての試みであり、一般勤勞大衆との關係も深いので特に前號で説明しましたから、本號では説明を省略します。

不動産所得は、土地家屋の賃貸料、小作料などの

所得で、前年中の収入金額から必要経費を引いて計算するのであります。事業所得には基礎控除がありますが、不動産所得には基礎控除がなく、その代り二百五十圓の免税點が設けられてありまして、同居家族の不動産所得をも合算して二百五十圓未満の場合には課税されませんが、二百五十圓以上になればその全額に課税されるのであります。税率は百分の十、即ち一割であります。

不動産所得を有する人の扶養家族は、一人につき十二圓づゝ不動産所得の税金から控除されますし、その人が自分や自分の家族を保險金受取人とする生命保險を契約してゐる場合には、前年中に拂込んだ保險料の總額に應じ四十八錢乃至十二圓をやはり不動産所得の税金から控除されます。

配当利子所得には、甲種と乙種とがあります。甲種は銀行預金の利子とか、公社債の利子または株式の配當などにかゝるもので、銀行で利子や配當を貰ふとき税金を天引される、つまり、甲種の勤勞所得と同じ源泉課

税であります。税率は、國債の利子は百分の四、地方債の利子は百分の九、その他は百分の十ですが、配當金については一割を差引いた残額に課税されるのであります。

乙種は、營業でない貸金の利子や外國で支拂を受ける公社債の利子などにかゝるもので、百圓の免税點が認められてゐて、これ等の利子の合計が百圓に達しなければ課税されません。税率は百分の十であります。

なほ配當利子所得に付ては扶養控除、生命保險料控除は認められません。

事業所得にも甲種と乙種とがあります。甲種は營業者にかゝるもので、その營業の範圍はもとの營業收益税のかゝる營業と大體同じであります。が、鑛業、湯屋業、理髮美容業、演劇興行業などにも課税されることになつてをります。乙種は農業、畜産業、水産業などの原始産業の所得や、醫師、辯護士などの自由業の所得、その他不動産所得にも、事業所得にも、勤勞所得にも、どれにも當はまらない所得に課税されるものであります。

す。

事業所得は甲種も乙種も、前年中の収入金額から必要の経費を引いて計算するのであります。が、水産業だけは一寸違つて、前三年間の所得(所得の計算は同じ)の平均によつて計算します。

事業所得には五百圓の基礎控除があります。右に述べた方法によつて計算した所得から、まづ五百圓を差引き、残額に甲種は百分の八・五、乙種は百分の七・五の税率をかけて税金を算出するのであります。尤も基礎控除をしない前の事業所得が千圓以下の場合には、どちらも百分の六の税率で課税されます。

基礎控除は五百圓ですが、戸主と家族と二人以上の人に事業所得があつたときは、五百圓を別々に控除するのではなく、二人分をまとめて五百圓しか控除しないのであります。

扶養控除や生命保險料の控除は不動産所得の場合と同じであります。なほこの點は乙種の勤勞所得、山林の所得に於ても同様であります。

乙種の勤勞所得 には、外國から貰ふ給料賞與などの外に、十人未満の使用人しか使はない個人の商店、工場などから貰ふ給料賞與などが入るのでありまして、前年中の収入金額から基礎控除の七百二十圓を差引いた残額に百分の六の税率でかゝるのであります。

山林の所得 といふのは、山の立木を伐つたときの所得で、前年中の収入金額から必要の経費を差引いて計算するのであります。事業所得と同じやうに五百圓の基礎控除を差引き、残額を二階級に分けて、千六百圓以下の場合には百分の五、千六百圓を超える場合は、千六百圓までは百分の五、千六百圓を超える部分には百分の七・五の税率で課税されるのであります。

退職所得 といふのは、官公吏、會社員などが退職した際に支給される一時恩給や退職給與などをいふのであります。一個所から貰ふ分が一萬圓を超える場合に、その超える部分にだけ課税されるのであります。税率は百分の六から百分の四十までの累進税率になつてをります。

分類所得税は、大體以上のやうなものであります。分類所得税は、大體以上のやうなものであります。分類所得税は、大體以上のやうなものであります。

では分類所得税はどうして課税されるかといひますと、源泉課税の所得即ち、甲種の配當利子所得、甲種の勤勞所得、甲種の退職所得（税法施行地で支給を受ける退職給與等）はこれ等の所得の支拂を受ける際、支拂者が税金を天引して徴收し、その他の所得はすべて税務署で調査して決定するのであります。でありますから、不動産所得、乙種の配當利子所得、事業所得、乙種の勤勞所得などのある人は、毎年三月十五日までに（今年は四月三十日迄に）前年中の所得の種類金額などを申告し、同時に扶養家族の控除の申請や、生命保険料の控除の申請をしなければなりません。本年三月十五日までに一度申告した人でも改めて申告が要るのであります。

総合所得税

次に総合所得税は、その人のすべての所得を総合してその総額が五千圓（同居家族の所得を合算して）を超える場合に、その超える部分に課税されるのであります。税率

は最低五千圓を超える金額に對する百分の十から、最高八十萬圓を超える金額に對する百分の六十五に至る累進税率であります。

總所得の計算は大體前年中の實績によることとなつてをります。即ち、公社債、預金等の利子は前年中の収入金額から四割を引いた金額、株式配當は前年三月から本年二月までの収入金額（但し借金をして株式を取得したときはこの借金利子は差引きます）、俸給、給料、賞與等は前年中の収入金額、その他は前年中の總収入金額から必要経費を差引いた金額（但し水産業の所得は前三年の實績の平均）によつて所得を計算することになつて居ります（尚ほ分類所得税では基礎控除が認められますが、これは分類所得税だけのことです。総合所得税には全然関係ありません）。

總所得が五千圓を超えた場合に、総合所得税が課税されることは右に述べた通りであります。總所得が一萬圓（同居家族の所得を合算して）以下の場合に、總所得中に勤勞所得があれば、その勤勞所得の一割が差引かれるのであります。差引いた残額が五千圓以下となれば総合所

得税は課税されません。

それから、総合所得税を課税される人には分類所得税の課税の際株式配當については一割を控除して百分の十の税率で課税されるのであります。これは小所得者だけについて特に負擔を軽減しようといふ趣旨から出たものであります。総合所得税の課税を受けるとき、前に引いて貰つた一割に對する百分の十の税金、配當金についていへば、百分の一に相當する金額を総合所得税の税金に加算し、その合計を総合所得税の税金として課税することになつて居ります。

また、総合所得税の課税を受けた人の扶養家族については分類所得税の方で扶養家族の控除はできないことになつてをります。

総合所得税は、従來の第三種所得税と同様、税務署で所得額を調査決定して課税することになつて居ります。従つて總所得五千圓を超える人は、毎年三月十五日までに（本年は四月三十日まで）所得の種類金額などを申告しなければなりません。本年三月十五日までに申告をした

人でも改めて申告が要るものではありません。
公社債や銀行預金の利子等は今回の改正によつて總所得に綜合されることになり、綜合に際しては四割を控除されることは前にも一寸述べましたが、納税者が申請した場合には、利子支拂の際百分の十五の税率で、綜合所得税の課税を受けることができることになつてをります。

臨時利得税

従前は昭和四、五、六の三ヶ年の平均利益を超える利益即ち甲種利得と、昭和九、十、十一の三ヶ年の平均利益を超える利益即ち乙種利得の二種類によつて課税されておたのでありますが、今回は右のうち甲種利得を廢止し、昭和九、十、十一の三ヶ年の平均利益を超える部分の利益を利得として、百分の三十の税率により課税されることとなりました。

なほ、新規開業者などで昭和九、十、十一の三ヶ年の平均利益のない人は、七千圓か、現在の利益の三分の一

か、どちらか多額な方の金額を平均利益とすることに改められました。

その他は今までと大體同様であります。

相続税

相続税については、まづ税率が引上げられ、總税額で三割程度の増税が行はれることとなつたのであります。家督相続第一種（直系尊屬が相続する場合）を例にとつて見ますと、相続財産五萬圓として改正前は六七五圓の税金でしたが、改正後は一、〇〇〇圓、十萬圓として改正前は二、八七五圓の税金でしたが、改正後は四、一〇〇圓となります。

新しい制度としては、死亡の場合の家督相続に於て相続財産が五萬圓以下のものについては、相続當時の被相続人の扶養家族一人につき千圓を財産価格から控除されることとなつてをります。前の例で五萬圓の相続税は一、〇〇〇圓となりますが、この場合扶養家族が三人あるとすれば、五萬圓から三、〇〇〇圓を控除した四萬七

千圓に課税されることになり、従つて税金は九一〇圓で済むことになるのであります。又死亡の場合の遺産相続に於ても相続財産が三萬圓以下のときは、被相続人の親に服してゐた子一人につき千圓を財産価格から控除されることになつて居ります。

配當利子特別税

本税は従前の利益配當税と公債及び社債利子税を合體したもので、配當金については、配當率年一割の割合を以て算出した金額を超える金額、國債利子については、利率年四分の割合を以て算出した金額を超える金額、國債以外の公債又は社債の利子については、利率年四分五厘の割合を以て算出した金額を超える金額に對し、それぞれ百分の十五の税率により課税されるのであります。

課税の方法は源泉課税で、配當金や利子の支拂を受けの際銀行等で税金を天引するのであります。

營業税

前に述べたやうに、營業税は一部は國で徴収しますが、その収入は全部徴收地の道府縣に還付されるので實質は地方税なのであります。

營業税を課税される營業は、分類所得税の甲種の事業所得に掲げてあるものと同一であります。

營業税は、營業の純益に課税されるのでありまして、純益は前年中の収入金額から必要の経費を控除して計算するのであります。純益が四百圓未満のときは營業税を課税されません。

税率は、國で徴収する分は純益の百分の一・五でありまして、これが對し道府縣が純益の百分の一・五程度、市町村が純益の百分の三程度の附加税をとるので、合計すると純益の約百分の六になります。

前年四百圓以上の純益のある營業者は、毎年三月十五日までに（本年は四月三十日まで）純益金額の申告をしなければなりません。本年三月十五日までに營業純益の申

告をした人でも改めて申告が要るのであります。

家屋税

家屋税は従来道府県税として課税されて来ましたが、負擔の公平を期するために、今回の改正を機に國税に移管されることになつたのであります。併し、營業税と同じやうに一部は國で徴収するけれども、その収入の全部は徴收地の道府県へ還付されるのであります。

國で徴収する分の税率は貨賃價格の百分の一・七五であります。附加税として道府県が貨賃價格の百分の一・七五程度、市町村が貨賃價格の百分の三・五程度をとるので、合計では貨賃價格の約百分の七になります。

家屋税の課税標準は、貨賃價格であります。この調査には相當の時日を要しますので、國稅移管は昭和十七年分より實施することとし、昭和十五、十六の二期間は今まで通り地方税として徴収されるのであります。

市町村民税

従來の戸數制は廢止され、それに代るべきものとして、新たに市町村民税が課税されることになつたことは前に述べた通りであります。

市町村民税は、市町村内に一戸を構へる個人、一戸を構へなくとも獨立の生計を営む個人、または市町村内に事務所とか、營業所とかを有つてゐる個人に課税されるのであります。貧困のため公私の救助を受ける者や扶助を受ける者には課税されません。

税額は法律によつて一人當りの平均額が定められてゐて、人口七十萬以上の市は八圓、その他の市は六圓、町村では四圓となつてをります。但し一人當りの最高は、人口七十萬以上の市は二千圓、その他の市は千五百圓、町村は千圓を超えることは出来ないうことになつてをります。



外貨獲得と農林水産物 (上)

農 林 省

時局下、輸出の重要性

昨年のがわの對外貿易の情況は、輸出三十九億三千二百萬圓(内地及び樺太三十五億七千五百萬圓)、輸入三十一億二千七百萬圓(内地及び樺太二十九億一千七百萬圓)であつて、昨年初めに於ける豫想が一般に悲觀的であつたのに反して、四月以降出超を重ね、結局貿易尻では、八億五百餘萬圓(内地及び樺太六億五千八百萬圓)といふわが貿易史上未曾有の出超振りを見たのである。即ち、一昨年に比較すると、輸出は三割五分、輸入は一割をそれぐ増加し、貿易尻は一昨年の出超六千餘萬圓(内地及び樺太二千六百萬圓)に對し、更に七億四千五百餘萬圓(内地及び樺太六億三千二百萬圓)を増加してゐる。これは主として、關東州、滿洲國及び支那、即ち、いは

ゆる圓ブロックへの輸出が激増したことに因るのであるが、また第三國向輸出も一昨年に比すれば二割の増加で、その總額は十八億五千萬圓(内地十八億二千九百萬圓)に達したのである。しかしながら、第三國との貿易は尙ほ四億五千六百萬圓(内地四億五百萬圓)の入超を示してゐる。この圓ブロック向輸出の激増したのは、滿洲國の産業五ヶ年計畫及び北邊振興計畫等の進行、支那に於ける産業開發及び治安宣撫工作、兩地に於ける軍事特殊需要、内地以上の物價昂騰による恩恵輸出等によるのである。第三國向輸出が相當の増加を見たのは、歐洲戰爭の勃發による海外に於ける物價の上昇及び需要の増加、競争國の輸出力の後退、國內に於けるリンク制の採用、保稅工場、輸出資金前貸損失補償制、輸出補償制の擴張、外國爲替基金の設定、各種の物價及び物資の統制、

策等の効果がかなり顯はれてきたこととか、農林水産物の輸出増進が相當にあつたこと等によるのである。而して又その輸出増加が未だ前記の程度に止つた理由は、一面、前大戦の時と異り、わが國が支那事變に際會してゐるため既に國內に於ける物價が比較的高く物資の國內需要も相當多いこととか、他面、歐洲戦争がまだ物資の大消耗戦にはなつてゐないこととか、交戦國が逸早く爲替管理や輸入制限の強化を圖つたこととか、又海上の危険が増大して輸送も困難となつた市場が多いこと、などの事情によるのであらう。

對第三國輸入貿易が依然多額に上り尙ほ入超が前記のやうになつたのは、時局關係資材の輸入が依然旺盛であるためである。生産力擴充計畫は、本來國ブロック内に於て、重要物資の自給自足を圖らうとする計畫であるけれども、計畫完遂の日までは手段として、又過渡的にしろ、その資材を第三國の輸入によらねばならないのは、その性質上當然である。わが國の戦時經濟が第三國たる海外に依存する傾向はかなり強いに強いのである。

これ等の事情を織込んだ物資動員計畫に於ては、物資の國內消費をできるだけ節約してゐるけれども、第三國に對する輸入力は尙ほ巨額なものを必要としてゐるのである。では戦時經濟の遂行上、かくも必要な輸入力は何かから生ずるかといふと、それは即ち貿易及び貿易外の收入によるのである。けれども、貿易外收入については見るに、船舶の徵用、最近の海上不安その他から見ると、船舶の運賃收入には自ら限度があり、又、第三國に投資の少いわが國はこれに基づく利子收入も殆んどない。其の他の貿易外收入も極めて少いのである。従つて輸入力は現在のわが國では、主として商品の輸出と金銀の現送の力による外はないから、輸出貿易の振興は極めて重要な意義を持つてゐる。しかも輸出貿易は第三國向のそれではないれば、目下わが國に必要な對第三國決済力を生じないのである。

農林水産物輸出の重要性

ロック向とも、ほぼ同額に近かつた人絹製品と蠶繭詰食料品についても當微と思はれるのである。勿論、わが國の對第三國貿易は最近に至る迄産業構成を反映して、繊維製品、陶磁器、玩具、石鹼、ブラシその他の雜品の輸出を躍進させて發展してきた關係もあり、國內資源の關係からいつても必要があるので、輸入原料による製品の輸出貿易は尙ほ一層力を盡さねばならない。しかしその輸出に當つては、殊に現在の國際情勢に鑑み、原料國の政策的な意圖や感情によつて輸出の統制を受けたり、その國の物價狀況に支配される所が多く、また最近には、わが國の國內に製品が流入することに對する心配も尙ほ濃いのである。故に時局重大なわが國戦時經濟の運命を全部かうした輸入原料による輸出貿易に托することはできない。

勢ひ原料も殆んど全部國産品である物の輸出に力を注いで、外貨獲得力を増すことを期待すべきであるが、わが國のかゝる輸出國産品とは大體これを輸出農林水産物であると言ふも過言ではなからう。

そこで、政府は各種の輸出振興策を審議立案して、關係各廳でそれを行つてゐるのであるが、輸入原料による輸出品の振興策については、すでに本誌上にもしばしば紹介された。

しかるに、輸入原料を主として用ひる輸出品は、その輸出額が多額に上つても、それは名目的なものであつて、眞實の外貨獲得純分といふべきものは割合に僅少なものである。例へば、輸出の大宗たる綿織物、綿絲及び綿雜品について見るに、昨年に於ける輸出額は三者合計して五億三千六百八十一萬圓であるが、同年の第三國より輸入した原料棉花は四億一千七百餘萬圓であるから、外貨獲得純分は概算一億一千九百萬圓といふことができよう。生絲の輸出額が五億六百八十四萬圓であつて、これに要する輸入原料を強ひて擧げれば、肥料の若干と、包装用綿絲の原料棉花等が考へられるけれども、殆んど名目的にも實質的にも外貨獲得分が異なるならぬに比べると大きい相違があるのである。

この事情は、昨年名目的な輸出額が第三國向及び圓ブ

第一表

内地主要農林水産物品別輸出額

品名	單位	十四年		十三年	
		數量	價額	數量	價額
米	千石	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
小麦	千石	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
大豆	千石	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
茶	千石	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
生絲	千石	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
羊毛	千石	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000
皮革	千石	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000
木材	千石	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000
魚類	千石	5,000	500,000	5,000	500,000
其他	千石	1,000	100,000	1,000	100,000
合計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

品名	單位	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
竹	千石	100,000	100,000	100,000
木	千石	200,000	200,000	200,000
生絲	千石	50,000	50,000	50,000
茶	千石	100,000	100,000	100,000
大豆	千石	200,000	200,000	200,000
小麦	千石	500,000	500,000	500,000
米	千石	1,000,000	1,000,000	1,000,000
合計		2,000,000	2,000,000	2,000,000

内地主要農林水産物圓プロック内外別輸出額

品名	單位	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
米	千石	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
小麦	千石	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
大豆	千石	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
茶	千石	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
生絲	千石	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
羊毛	千石	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000
皮革	千石	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000
木材	千石	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000
魚類	千石	5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000
其他	千石	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000
合計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

内地對英主要輸出品輸出額表

品名	單位	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
生絲	千石	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
茶	千石	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
大豆	千石	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
小麦	千石	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
米	千石	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
合計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

我が國內地貿易品類別百分比貿易調

品名	單位	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
生絲	千石	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
茶	千石	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
大豆	千石	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
小麦	千石	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
米	千石	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
合計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

昨年生絲の輸出額は綿織物を約一億圓凌ぎ、昭和九年來議つた輸出貿易の王座を再び占めたのである。また蠶繭、生絲、大豆、水産物、植物油、除蟲菊、茶その他の輸出額進が顯著である。又それは、次の輸出貿易品類別百分比調べを見れば、食料品及び原料品の比率増加となつて現はれてゐることが分る。

第二表

内地對米主要輸出品輸出額表

品名	單位	昭和十一年		昭和十二年		昭和十三年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
生絲	千石	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
茶	千石	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
大豆	千石	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
小麦	千石	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
米	千石	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
合計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

右の傾向は、いづれも事變前に於ける最近のわが國輸出貿易の一般的特色とは反した傾向であるが、第三國向について見るも、第三國向及び團ブロック向の合計について見ても、この傾向があるのである。これは農林水産物の輸出は小麦粉及び水産物中の乾鹽魚介を除き、大部分英米その他の諸國を主とした第三國に仕向けられるためであるし、又歐洲戦争の好影響も多分に認められるが、一方農林省を初め關係各廳の指導施設に俟つ所も多く、後述するやうな輸出農林水産物に關係する幾多の生産者團體や、これと一致協力してゐる輸出業者の並々ならぬ努力も大いに買はねばなるまい。

重要な輸出農林水産物

以上述べたやうに、戦時經濟の圓滑な運営上に重大な意義を持つ輸出農林水産物としては、どんな物があるかといふと、昨年五億を超える外貨を獲得した生絲を初め極めて多種多様である。試みに、その中から拾つてみると次のやうなものがある。

農産物

米、粳、豌豆、鹽元豆等豆類。小麦粉等穀粉類。小麦澱粉、馬鈴薯澱粉、甘藷澱粉等澱粉類。芥子、麥芽、亞麻子、芥子、蔬菜種子等種子類。玉葱、馬鈴薯、甘藷等生蔬菜。乾葱、乾椎茸、乾大根、蕃椒等乾蔬菜。蔬菜漬物、蜜柑、林檎、梨、枇杷等果實。栗、銀杏等核子。綠茶、紅茶等茶類。絲瓜、百合根、人蔘、除蟲菊、殺菌粉、蚊取線香。薄荷油、薄荷腦、薄荷玉、樟腦、樟腦油、芥子油、梨子油、梨油、大豆油、亞麻子油、荳蔻油、椰子油、椰子油、胡麻子油、蔬麻子油、コン油、カボック油等植物油。麥稈、野苧、花苧、疊表、繩索、吹、葎等纖維製品。麻絲、麻繩、ラミー纖維。葉煙草、果實、蔬菜、ジャム、豆等罐詰類。

蠶絲類

繭、厚絲、真絹、玉絲、生絲、絹襪絲。

林産物

挽材、割材、丸太、合板、仕組板等木材。木炭、竹材、竹製品。

水産物

鮭、鱈、鰹、鰯、貝柱等罐詰類。魚油、鯨油、冷凍鮮魚介、鹽魚介、寒天、魚粉、昆布、海參、乾貝柱、乾鰹、乾鮭、乾鱈等乾魚介。眞珠、珊瑚、貝殼。

畜産物

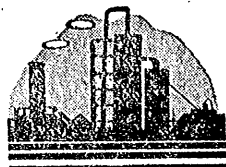
鳥卵、液卵、粉卵等卵製品。煉乳、粉乳、バター、人造バター、乳製品。豚毛、羽毛、毛皮、鳥獸肉罐詰。

これ等の輸出農林水産物が、狭い國土を有して近來ますます工業化の過程を辿つてゐるわが國で、よく生産され且つ輸出され得るといふところが、英本國などと違つたわが國固有の特色である。この間の事情は、次のやうな簡単な常識を想ひ起せば容易に理解できると思ふ。

即ち、昭和五年に於けるわが國內地の有業者二千九百六十餘萬中一千四百餘萬(四八・四%)が農林業に、約五十五萬(一・八%)が水産業に従事してゐる。農家戸数は五百六十萬戸であつて、全戸数の四四・八%を占めてゐる。その耕す田畑面積は六百五萬町歩であり、その漁撈する海面は北洋より南水洋に亘つて世界第一の漁場

である。この版圖内でわが國民は特殊の嗜好ある米、その他の農産物や魚介等を生産、捕獲してこれを消費する。内地米の産額最近五ヶ年平均六千五百萬石を超え、産額二十億圓を算へるのである。最近養蠶業に従事する農家戸數百六十五萬五千を算し、桑園五十六萬餘町歩、繭産額九千七十九萬貫餘、價額八億八千二百六十九萬圓を生産してゐる。農林水産物は内地だけでも昭和十四年度五十億圓の生産額を示してゐる。そしてそれ等の産物が寒帯から熱帯に亘る多様に異つた氣候、風土の地域を包有する領域で生産される。(以下次號)





新東亞 百二十億の貯蓄から

國民貯蓄獎勵局

「戸毎村毎愛國貯蓄」或ひは又「二億一心百億貯蓄」等の目じるしを掲げて進んで来た國民貯蓄獎勵運動は、この四月からいよいよその第三年を迎へることとなつた。

去る三月三十日支那にはめでたく反共親日の新中央政府が誕生し、事變は建設の段階に入つて着々と歩を進めてゐるが、東亞新秩序建設の後押しをするものは、餘後の力、殊にお金と物との力である。このお金と物とを生み出す原動力は、國民一致の節約と貯蓄である。また物産極りない國際情勢の中にあつて、わ

が國の將來に一點の不安をも感じないやう、國防の充實を圖る根源も、また節約と貯蓄にある。ところで、明智な國民の生活自體が、物價高や生活必需品の配給不調等のために不安を感ずるやうでは、國を擧げて事變の處理や國防の充實に心ゆくまで力をつくすことが出来よう筈がない。この不安の原因を除くためにも節約と貯蓄が是非とも必要である。ここに貯蓄ができるか、できないかは國運の分れ目であるといつても決して言ひ過ぎではなく、貯蓄の重要性は一層加はつてきたものといはなければならぬ。

貯蓄は、事變の進展と共にその重要性が加はつてきたのに對して、物價は種々の對策を講じてゐるが、實情は尙ほ騰貴の傾向にあり、また今年度からは國の税の課せられる範圍が廣くなり、從來の税の引上げられたものもあり、貯蓄を殖やすことは昨年度に比べて決して樂ではない。それだけに又、今までと同じやうな考へを持つてゐるには到底所期の成績を収めることができない。

それでは、第三年目である今年度ほどの程度に貯蓄すればよいか。また今年度の目標額を達成するためには、どんな方法を選んで進むならば最も有效であらうか。

去る四月四日國民貯蓄獎勵委員會の答申を得て、昭和十五年國民貯蓄獎勵要綱が決定したので、これに従つて今後政府は勿論、國民も一體となつて進み、事變遂行の基礎を築き上げねばならぬ。そ

こで、今後の方針を述べるに先だつて、順序として先づ今日までの成績を顧みよ。

これまでの成績

第一年目の昭和十三年度の貯蓄増加目標額は八十億圓であり、第二年目の昨年度の目標額は百億圓であつたが、第一年目の成績は七十三億三千三百萬圓、即ち目標額に對して遺憾ながら六億七千萬圓ほど足りなかつた。その原因として、公債の發行が豫定額に達しなかつた、即ちそれだけ政府の撒布資金が少く、民間には貯蓄に振向ける元がなかつたとも云へるのであるが、決して満足な成績ではなかつた。

昨年度は各種の資料がまだ揃つてゐないため三月末までの成績は分らないが、それを二月末までに見ると九十五億三百萬圓であつて、もし三月一ヶ月間

に昨年の三月と同額だけできるとして、僅に百億圓を突破することとなり、一億一心となつて進んできたその努力が實を結んだものといふことが出来る。殊にこの貯蓄の中には、第一線の將兵が遙か大陸の戦線から銃後を思つて僅かの給與を節約して故國へ送つて来たものや、幼い兒童が學業の餘暇に汗で稼いだ僅かのお金も、無駄使ひせず貯めたものも含まれてゐるのであつて、生やさしい努力によつてできたものではない。

八十億圓から百億圓に引上げられた貯蓄目標額は、今年度は更に二十億圓引上げられて百二十億圓になつた。大體今後一年間わが國の各種の經費を賄ふため、前にも述べたやうに、稅收入の増加を圖り、また專賣事業の増收等を圖つても尙ほ足りない結果、約六十億圓に上る公債を發行する豫定であり、この消化資金と、日滿支線自計畫の生産力擴張資金として要する額が少くとも四十億圓、これを合計して百億圓は前年度と同様に、國民の貯蓄によつて造りださなければならぬ。

昭和十三年度といひ、十四年度といひ、相當の貯蓄の成績を収めてゐるが、事變勃發以來政府の支出が巨額に上つてゐるため、そのうち國民の懐に残つて、購買力となつて國民の手から手へ廻つてゐる分も著るしい額に上つてゐる。現在政府は國の力を働かし得るだけ働かし

百二十億の新目標

てゐるため、経済も膨脹してゐるから、それ相當に民間で現金の必要も多いわけであるが、しかし今後一段と消費の節約を圖つて物資の需要と供給の辻褄を合せ



萬億一民國にへいと百億十二百からかた
るなと圖十五月で族家人五、て見と人

で行かねばならぬのであるから、この際極力購買力吸収に努め、同時に事變以降未消化のまゝ日本銀行の手もとに残つて

ある國債の消化を圖る等、長期建設に堪へ得るやう財政經濟の運びを健全にしなればならない。

この意味において、今年度は更に二十億を増して百二十億圓を目標として貯蓄に邁進することとなつた。

即ち、今年度の貯蓄奨励は目標額の定め方からして今までとは違つてゐるのである。一昨年度の八十億圓といひ、昨年度の百億圓といひ、いづれも所要資金の側から見れば定められた目標だつたのである。しかるに今年度は公債消化所要資金、生産力擴充所要資金の外に新たに購買力吸収をも籠めて目標を定めてゐるのであつて、いはば今年度は貯蓄奨励運動の再出發であるとも云へるのである。

だから百二十億圓といへば、正しく一ヶ月平均十億圓であり、國民一億萬人

と見て月に一人十圓の割合となり、五人家族とすれば月五十圓となる。昨年度の經驗をもととして一層事變下の心構へを固め、事變下にふさはしく生活の切下げを随行して目的達成に努力しなければならぬ。

今年の運動の重點

今までの貯蓄奨励の實績から見ても、また今年度目標額が増加した點からして、今年度の貯蓄奨励は特に強く行ふ必要があることは云ふまでもない。そこで國民貯蓄奨励要綱では、従来の方策を續けて實施してゆくとともに、今年度特に力を注いで強力に行はねばならぬ諸點を抜きだし、これを今年度貯蓄奨励の重點として強調してゐるのである。以下その重點について、項目を追つて大體の説明を加へよう。

個別目標額の設定

取つた次の人が貯蓄に振向ける場合は、同じ金額の貯蓄ができて、物の消費を伴ふ點からいつて貯蓄の効果は遊くなつてくる。これが更にひどくなつてお金も物も流通するやうになつては、お金と物との調和は到底保つて行かれないことになる。こゝに天引貯蓄の重要性があるのであつて、購買力を速かに吸収する方法としては一番よい方法である。

今までも國民貯蓄規約が廣く頒布されてをり、この規約例に倣つて、多數の方面において既に天引貯蓄を勵行されてゐるのであつて決して新しい方法ではないが、従來行はれてゐる俵給給料資金賞與のやうな支拂者が、支拂の際天引できる所得の天引貯蓄はこれを一層徹底させるとともに、配當利子、地代、家賃、賣上代金や債券の當該利増金、競馬の勝馬配當などのやうな臨時収入に至るまで、その収入の機會に自らこれを優先的に天引し

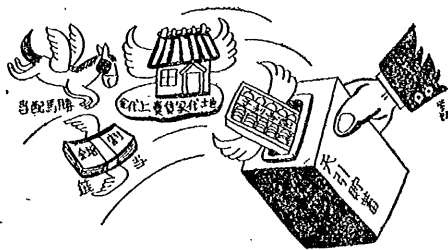
昨年度は北海道や各府縣は、百億圓を基準としてそれ／＼地方に逾した目標額を定め、また市制地は道府縣の目標を基準として目標額を定めて進んだ。さらに地方によつては町村にも亦目標額を割當てたところもあつたが、これは全國的の施設ではなかつた。これとは別に、金融機關はやはり百億圓を基準としてその團體毎に資金吸収の目標額を定めた。かうして進んだ昨年度は、數字に見るとほり、その前の昭和十三年度にくらべて總じて順調に進行してをり、運動の方法としても單に百億圓、百二十億圓を目標とするよりも、各團體毎にそれ／＼自己の目標を定めてこれに向つて進む方が、努力の程度も、結果もわかり易いこととなつて都合がよい。

つて行かねばならない。その一つの方法として今年度は昨年度のやり方を押據けて町村にも亦こゝと目標額を割當てることとし、その外、各會社工場鑛山や農林水産關係諸團體も、各貯蓄組合も共に最大限の目標額を定めて、その實現を圖つてもらふこととなつた。また金融機關團體では資金吸収の目標額の外に、その資金で消化すべき國債額の見込みも立ててもらひたいと思つてゐる。

天引貯蓄の強行

お金を一旦手にすると、なかく貯蓄に振向けにくい。また一度使つたお金を、受

て貯蓄に向けることを願行してもらひたい。それは國のためであると共に結局自分身の將來のためにもなるのである。なほ、天引貯蓄の率については、各組合又は各人が工夫をこらして最大限の率を定めてもらひたいのであるが、殊に配賦産業方面の人々の浪費が問題になつてゐる際であるので、この方面の工場鑛山では、その職場の全員の平均貯蓄率が給料賃金等については一割五分、賞與については二割五分になるやうに今年を目標額を定めることにして、道府縣や鑛山監



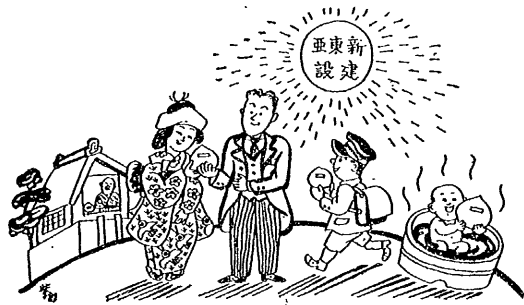
督局の協力を得て着々準備中である。能力貯蓄の徹底
従来、國民貯蓄は餘裕の少い方面では極めて熱心によつてゐるのに、有産階級の方がかへつて不熱心だといふ際がある。町會などの貯蓄組合にも一月三十錢、五十錢といふやうな申請的の加入をしてゐる者もある。國債の購入も少いといふ際も聞く。これは總力戦の趣旨にも反するし、全體の貯蓄増加を關するに頗る遺憾なことであるので、収入の多い人、資産のある人はそれだけ貯蓄の能力もあるわけであるから、その能力を國のために最大限度に發揮して貯蓄を勵行しなければならぬ。なほ、能力貯蓄の一方として、多くのお金をつかふ餘裕のあるものは貯蓄も澤

出す能力があると認めてよいわけであるから、天引貯蓄で収入の入口を狭へるやうに、消費、即ち出口で捕へて貯蓄をしてもらふのが適切であると思ふ。収入の方だけを見て能力に應じた貯蓄をさせるのでは充分ではないから、消費の機会に貯蓄する方法をも併せ行つてもらひたい。同じ買物といつても生活必需品については論外であるが、例へば高價な贅品を買ふ場合、その金額に應じて國債や貯蓄債券を一緒に買つてもらふと云つた方法を考案して實行してもらひたい。記念貯蓄の實行
貯蓄機關にも、貯蓄の方法にもいろいろある。今度買りだされる報國債券も大衆の購買力を吸引して貯蓄に向けさせるために一役とめるものである。貯蓄は如何に有利な方法があつても、たゞその一つの方法だけでは實效が舉らないからである。殊に今日のやうに各方面に



購買力が浸潤してゐる時代には、なほ更種々の方法を併用し、飽かずに貯蓄を續ける方法を講ずることが効果的である。金融機關にもいろいろ新しい方法を講じていたよくと同時に、各團體又は個人の間においても、今年には恰かも光輝あ

る紀元二千六百年に當つてゐるのであるから、この記念すべき年を壽ぎ新東亞建設に参加する意味で、今年を第一歩として誕生貯蓄、入學貯蓄、結婚貯蓄、家産貯蓄、結婚貯蓄、各種の目的を持つた貯蓄を工夫實行するやうにしたい。現にこの記念貯蓄の一例としては、大阪の或る銀行では二千六百圓貯蓄を各店毎に二千六百圓集めるといふやうな新手法を考案實施してゐる。貯蓄組合の充實強化
貯蓄獎勵運動開始以來貯蓄組合の結成強化を運動の核心として進んできたが、昨年十二月末までにその結成は内外地を通じて五十八萬組合を超



え、組合員は三千五百餘萬人の多きに達し、少くも一戸一人の加入者のない方面は殆んど見られなくなり、これが全體の貯蓄増加に大きな推進力となつて働いてゐることは見逃すことができない。しかもこの組合を通じて爲される貯蓄は、ちよつと心掛けがよくなくかつたならば失くつたあたりからかも知れないお金であり、或ひは我々の一體のたへに洩れず、汗と膏の結晶の集つたものであり、また組合規約によつて、特に事

情のない限り相当長期に亘つて引出すことが出来ないやうになつてゐる點において、特に意義深いものがある。

昨年度においては、組合貯蓄の増加運動を提唱して貯蓄額の引上げを行つてきたが、大部分の組合は設立後滿二年にも達してゐない状態であつて、まづ組合の結成の方に力を注がなければならなかつたので、その内容に立入つてみると、貯蓄率が一律であつたり、貯蓄額がほんの中譯的のものであつたりして、幾多の充實強化すべき點が残つてゐる。

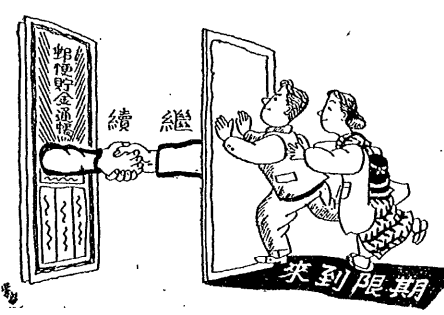
かういふことは殊に町會等の地域的組合に見られる缺點であると思はれるので、組合が一層健全なる發達を遂げるために、採る手段はいろ／＼あるが、既に各方面に設けられた貯蓄奨励実行委員の活動に依つことも、極めて効果のある方法であるから、今後この制度を擴充してほらひたい。また、この実行委員の

とができる。郵便局買出の國債や貯蓄債券は、今後郵便局において無料保管をするやうに只今準備中であり、近く實施されることとなるので、實施の上はこの施設も大いに利用し、長期に亘つて貯蓄を持續して行くことに努力していただきたい。

百二十億達成の覺悟

以上述べた各種の方策の實施によつて、是非とも百二十億貯蓄の達成を期したいが、そのためには各人が眞に減私奉公の覺悟を以て、生活の切下げを斷行して苦しみを忍んで貯蓄することが極めて大切である。そのためには何といつても戰時意識に徹底し、國民精神の緊張を圖ることが第一の要件であり、次に團體毎に具體的の戰時生活實施事項を定め、團體の力によつて戦時下にふさはしい氣風を造りあげ、一方能率を上げて貯

任に當つた人々は組合の個別的指導に携はり、全幅の努力を拂つて、貯蓄組合を實質的に發展させることに努め、購買力の吸収に當つていただきたい。



貯蓄継続の勵行
さて努力の限りをつくして築いた貯蓄も、何時でも引出し得るものであつて

蓄貯てつ互に期長もてしうどは際この
いならなばれけなほらもてけ撰ち持を

は、僅かの心の弛みから使ひたくなる。そしてこの使ひたい時が過ぎてしまふと、引出せなかつたことが非常に身のためになつたと思ふ場合が多いものである。また金融機關の方でも、短期の預金が多くて何時でも引出されてしまふのでは、預つたお金を公債消化や生産力擴充に振向けようとしても思ふやうに使ふことができない。この際はどうしても長期に亘つて貯蓄を持續せなければならぬ。この意味からして、各種の貯蓄の期限到來の際には更に之を繼續してゆくやうにしたい。

また國債や貯蓄債券は、この意味から云つて極めてよい貯蓄の方法であるが、この場合にも、これを郵便局に預けておけば、火災や盗難の心配もなく、賣つてしまひたいと思つたときにも、手もとにないために氣持の弛みを抑へるこ

蓄の元を働き出し、一方消費節約を圖つて貯蓄の元をしぼり出して行くことが實效を擧げ得る最もよい道である。一人一人の努力が集つて始めて百二十億圓ともなるのであるから、全國民の氣持が一致してなければ大きな効果は期待できない。

い。
新年度の勢頭に當り、國民は更に覺悟を新たにして、「新東亞 百二十億の貯蓄から」を新しい目じるしとして節約と貯蓄に邁進していただきたい。

報 週 眞 寫
號 三 拾 百 第
【行 發 日 四 廿 月 四】

- ☆阿部大使暗れの壯途につく
- ☆新支那は春の翼にのつて
- ☆北海の死闘——海外通信
- ☆警備艇「江平」——新國民政府海軍部の新艦艇運水す
- ☆新東亞百二十億の貯蓄から——投稿と眞實
- ☆傳統を輸出に活かす關の町
- ☆讀物ペーヂ

△據りつた課程範圍、新税法を覗く、△話題の國—オランダと蘭領
印度 △インフレと百二十億貯蓄 △存の科學—空母の保
健と衛生 △法の常識—人事關係法の點上 △次代國民の育て
方—その他



北歐電撃作戦の一考察

内閣情報部

去る四月九日ドイツ軍の決行したデンマーク、ノールウェー進撃作戦は、今以て繼續されてをり、その勝敗の決は未だ決定されてゐない。この作戦の成行如何が、今次歐洲戦争に及ぼす影響は大きい。今こゝに英佛、ドイツ双方の情報を綜合し、これに若干の推測を加へて作戦進展の状況を記述してみることとする。

一、北歐方面の地形

先づ北海であるが、これは吾人が想像するやうな大きな

海ではない。それに、大半は水深三十米乃至五十米であつて、最も機雷敷設に好適な深度である。開戦以來、英獨各、相手側の海岸に機雷を敷設してゐるから、北海は機雷の海と化しつゝあり、双方共にこれを航行することは漸く困難となつた。

スカンディナヴィア半島西岸は、断崖絶壁深き淵にのみ、いはゆるノールウェー語のフォルド(峽谷)を成し沿岸には大小無数の島嶼が複雑な配列をなし、恰もわが瀬戸内海に類似の地形と考へられるのである。この沿岸づたひに

ドイツの艦船特に重要物資を運搬する獨商船は、秘密裡に又地形を利用して交通してゐたわけである。今次の戦争に於て制海権を英國にとられてゐるドイツにとつて、ノールウェー海岸は唯一の作戦線であり、重要な海上補給線であつたわけである。このノールウェー海岸峽谷の外海に出

たところが、ベルゲン方面に二ヶ所、北方に一ヶ所ばかりある。そこに今回英國海軍が機雷を敷設して交通線を遮断したのがこの作戦の前日であつた。ノールウェー一般の地形は、アルプス山脈と同高度の山嶽地帯で、僅かに南方オスロ附近に平野があるだけである。従つて飛行場はオスロ附近又はベルゲン附近に求め得られるだけで、その北方地帯にはこれを求めることは極めて困難な地形である。

二、ドイツ軍の作戦

ヒトラーが今次作戦を斷行するに至る迄には、慎重な研究が遂げられてゐたものと思はれる。

對英作戦を如何にして遂行するかはドイツ軍當局の眞剣に考へたことであり、又世界の識者が注視してつたことである。オランダ、ベルギーに進入せんか直接英本土に脅威を與へ、その苦痛を増大せしめ得るであらうが、ドーヴァーを渡らなければ單なる威嚇に過ぎないのみならず、オランダ、ベルギー攻略戦は勢ひその南方本陣地線であるマジノ、ジークフリートの本格的會戦の導火線となる公算が多い。これは最後の手である。バルカン作戦を斷行せんか、これにはソ聯、イタリヤとの事前に於ける外交交渉を要

ドイツの艦船特に重要物資を運搬する獨商船は、秘密裡に又地形を利用して交通してゐたわけである。今次の戦争に於て制海権を英國にとられてゐるドイツにとつて、ノールウェー海岸は唯一の作戦線であり、重要な海上補給線であつたわけである。このノールウェー海岸峽谷の外海に出たところが、ベルゲン方面に二ヶ所、北方に一ヶ所ばかりある。そこに今回英國海軍が機雷を敷設して交通線を遮断したのがこの作戦の前日であつた。ノールウェー一般の地形は、アルプス山脈と同高度の山嶽地帯で、僅かに南方オスロ附近に平野があるだけである。従つて飛行場はオスロ附近又はベルゲン附近に求め得られるだけで、その北方地帯にはこれを求めることは極めて困難な地形である。

今次作戦上の要點となつてゐるスカゲラク海峡遶りは、やはり峽谷の一つであつて、水深もかなり深い。大體に於て、スカゲラク海峡内はドイツ側の機雷敷設によつてドイツ側の輸送交通は確保し得られてゐるやうである。

今次作戦上英、獨軍双方争奪戦になつてゐるナルヴィクは不凍港で、その東方に産する鐵礦の輸出港として知られて

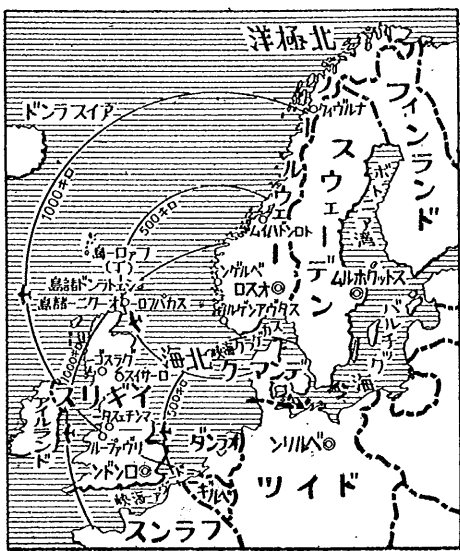
する。結局、今次の北歐進撃が一番無難であることにな

る。しかもスカンディナヴィア半島の戦略的價値は相當なるものがある。英佛對ドイツの戰團に於て、殊にドイツ側にとつてスカンディナヴィアはその北方の守りである。もしこれを英國の勢力下に入れんか、北方からの脅威は直接ドイツ本土に迫ることとなる。これに反し、ドイツがこれを制し得たならば、ドイツ本土の援護陣地として國防の安全を確保し、併せて英國攻撃のため、前進基地として利用し得る關係位置にあるといへる。

ドイツの現有潜水艦は一般に小型なもので、海洋遠く出動して英本土に對する輸送を封鎖遮断するには聊か不十分の觀があつたが、ノールウェー海岸に基地を前進し、これを利用すればその活動力は相當に擴大されることになるであらう。又その航空機は従來ドイツ本土の北端デンマーク國境附近の基地から英本土のスコットランド北方を空襲してゐた模様で、英本土の防空地帯を通過しなくてはならぬ不利があつたが、今次作戦によつてベルゲン方面に飛行前進

基地を確得し得られれば、英海軍の要地スカパフロー方面に對する飛行距離は作戦前より約三分の一を短縮し得られることとなる。

以上の軍事上の價値ある外、經濟的に價値あることは既



に前號に述べられてゐる。ドイツが若しノールウェー作戦に成功し得れば經濟ブロックを擴張し得たこととなり、英國側はそれだけ打撃を受けることになる。

以上の作戦は、ヒトラーを始め少數の幕僚によつて充分に研究され作戦開始の時期を捕捉するに努めつゝあつたものと思はれる。英國のノールウェー方面に對する經濟封鎖

工作がいよゝ強化せられる機が到來した三月下旬、秘密裡に作戦準備が進められてゐた。當時既にドイツは船舶百數十隻を集結中であるといふやうな情報も現はれてゐたのであるが、これがノールウェー作戦のためとは當の英國當局でも考へ及ばなかつた。

期は遂に來たつた。四月八日英海軍がノールウェーの領海を敢へて侵犯し機雷を敷設したその夜、兼ねて待期中の作戦軍に出撃を令した。その兵力はもとより知り得ないが、デンマークに進入せう約一軍團と思はれるものは直ちにデンマーク本土を一兵に血ぬらずして占領、他の一隊は海軍艦隊護衛の下にスカゲラク海峡を横断し、九日未明主力部隊はオスロ附近に上陸、一部隊は北海の英海軍の封鎖線を突破してベルゲン、トロンドハイム、ナルヴィク等の西海岸の要衝に奇襲上陸してこれを占領した。海上兵力輸送による外、空中輸送による兵力増強も行つてゐる。ノールウェー

に使用せる兵力はその上陸行程から見ても、あまり大なるものではないと考へられる。その後ドイツは海上、空中兩方面から極力兵力を強化してゐる。

三、英國の作戦

權謀術數外交や經濟封鎖で何とかドイツを參らせようとする英國の政略戦に對し、これが突破を圖つたのが今次のドイツ北歐進撃であつた。九日拂曉、この突發情報に接した英當局の驚きもさこそと察せられる。

絶對優勢を誇る英國海軍艦隊は開戦以來貧弱なドイツ海軍とは正々堂々の戰鬪を交へる術もなく、その主力艦隊はドイツ空軍の空襲を避け英本土の西北端方面にある模様で、その一部が北海の封鎖哨戒に任じてゐた模様である。従つて荒天に乗じて敢行されたこの奇襲上陸作戦を海上に於て破砕する機を逸したことは、英國海軍としてはかへすくも残念であつたことであらう。遠くナルヴィク方面に向ふドイツ軍部隊輸送船團に遭遇した英驅逐艦も、大いに活躍した模様で、その一つが海岸にノシ上げて

けるのを見てもその活躍の一端が窺はれる。北歐作戦の間、英獨艦隊の海戦といふ程のものは起らなかった。しかし、ドイツ側としてはオスロ上陸作戦途中、二つの巡洋艦を始め驅逐艦四、五隻の損害を受け、貧弱なドイツ海軍にとつては相當の打撃と云はなければならぬ。特に當時天候悪しく、ドイツの優勢なる飛行機を以て英國海軍艦艇に對し攻撃し得なかつたことは英國側にとつて幸ひであつた。英側の損害は驅逐艦四隻を始め他の若干の損害あり、双方ともに大體に於て八、九萬噸の損傷を受けたのではないと思はれる。

英國當局としては、面目にかけてもドイツの傍若無人の作戦を斷乎撃破しなければならぬ。情報によれば、十五日頃以來、英國陸上部隊はナルヴィク北方地區に上陸これを攻撃してゐる模様である。英國軍がノールウェー作戦に拂ふ努力の如何は、戦局の前途に非常な影響を及ぼすものであつて、當分の間は争奪戦が續行されるであらう。

歐洲戦局日誌

四月十三日 マナルヴィクで英獨海戦、獨艦七隻撃沈(英海軍省発表)、英驅逐艦に大損害(獨軍司令部発表) マシエ
トランド沖でグラスゴー級英巡洋艦に魚雷命中、スカゲラックで英潜水艦三隻撃沈(獨軍司令部発表) マ英帝 諸皇帝にノールウェー援助の親電

十五日 マ英軍ノールウェー海岸數ヶ所に上陸すと英政府発表、次いでナルヴィク占領と英放送 マ獨軍占領地域に英軍上陸の事實なしと獨軍當局談 マ關印

十六日 マ英軍アイスランド東南の丁領、フアレー島に上陸(英政府発表) マナルヴィク西方四、五十キロの無人のフロ

十七日 マナルヴィク地區へラングス、フロルドに英軍始めて上陸企圖、獨軍撃退(獨軍司令部発表) マ英艦スタヴァンゲル砲撃、獨艦、英巡洋艦一隻を撃沈(同上) マ英機スタヴァンゲル猛爆(英空軍省発表) マハル米國務長官「關印の現状維持」を聲明

十八日 マ獨伊軍使節の交換発表、マ英陸軍引續きノールウェーに上陸(英陸軍省発表)

北歐三國と英獨ソ

外務省情報部

歴史的の汎スカンディナヴィア主義

英佛對ドイツの戦火は、獨佛國境を敢へて避け、遂に北歐スカンディナヴィアに波及した。元來、バルチック海をめぐる北歐スカンディナヴィア諸國に於ては、一般に汎スカンディナヴィア主義が強かつた。スウェーデンは十七世紀のグスタフ・アドルフアス時代以後に興隆し、一六九〇年(元祿三年)、商業上の利益擁護のためにデンマークと同盟を結び、さらに一七五五年(寶曆五年)に英國の對佛封鎖に際し、スウェーデン、デンマーク兩國は再び同盟し、一七七八年(安永七年)にはロシアと共に三國同盟を締結するに至り、次いで一八

〇〇年(寛政十二年)にはそれにプロシアを加へたが、一方、英國外交は自國防禦の建前からその結合を破壊しようとする終始努力したのであつた。かくてナポレオン戦争後、汎スカンディナヴィア主義は盛んとなつたが、一八六四年(元治元年)ドイツのデンマーク侵入以來下火となり、ついでスウェーデンはノールウェーを併合するために汎スカンディナヴィア主義を強調し、英國はそれに反對し、ノールウェーを支持してこの運動の達成を妨げた。その後、世界大戰に際し再びこの汎スカンディナヴィア主義運動勃興の氣運を生じ、戦後冷却したが、一九三一年に至りスウェーデン、ノールウェー、デンマーク、

フィンランド、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ間のオスロ會議により、それら諸國間にオスロ・ブロックと通稱される經濟協定が成立し、さらに一九三七年のヘーグ會議に於て前記諸國間の關稅障壁の引下げが行はれたのであつた。

スカンディナヴィア・ブロック再生

それと前後して、さしせまる歐洲情勢の不安とともに大戰勃發に際し、スウェーデンの大鐵礦資源の爭奪戰が不可避と見られるに至り、スウェーデン政府は一九三七年より軍備の充實につとめ、且つスカンディナヴィア諸國との間に經濟、政治、軍事に互る相互援助を企て、スウェーデン外相は同年四月にヘルシンキに於て、デンマーク、ノールウェー、フィンランドの各外相と、次いで六月にはコペンハーゲンに於て、又九月には、ストックホルムに於て、それら北歐四ヶ國會議を開き、且つスウェーデン、ノールウェー、デンマークの三國元首も同じ目的の下に同年五月にコペンハーゲンに於て會合せら

る、等、汎スカンディナヴィア主義はいはゆるスカンディナヴィア・ブロックとして再生されることとなつた。

かくして今次大戰の勃發となり、ソ聯のフィンランド進撃が開始されるや、スウェーデンは對芬援助の強硬決意を示し、ノールウェーもスウェーデン程に積極的ではな

いが對芬援助に出で、これら兩國の反ソ態度はとみに硬化を傳へられた。しかるにドイツは、英佛側に對する威嚇もかねて獨ソ提携にもとつきソ聯支持の態度を明らかにし、漸次それらスカンディナヴィア諸國に對して壓力を加へるに至つた。

そして獨英ソ三列強からの壓迫により、次第に中立の維持が困難となつたスウェーデン、ノールウェー、デンマークの北歐三國は、二月二十五日コペンハーゲンに於て三國外相會議を開き嚴正中立持續の申合せを行ひ、瑞

障占領ならびにノールウェーへの保護進撃となり、こゝに北歐三ヶ國はいづれも異なる状態におかれるに至つたのである。

スウェーデンを繞る經濟封鎖戰

元來、スウェーデンは歴史的にロシアの西方發展を恐れ、ためにそのロシアと久しく對抗してゐたドイツに依存するの傾向を強く持ち、又、經濟的にも去る世界大戰に際し中立を維持し通すことが出来て、ドイツへの中繼貿易を盛んに行つて巨利を博したのみならず、今日の對外貿易中ドイツが主位を占め、兩國の關係は政經ともに比較的密接と見られてゐた。

因みに一九三七年度に於けるスウェーデンの輸出總額は約十七億四千萬圓、輸入總額は約十八億五千萬圓に達し、その國別内譯は左の通りであつた。

英國	二二・九%	ドイツ	二〇・八%
米國	一五・七%	米國	一三・八%

米國	一一・〇%	英國	一三・四%
ノールウェー	六・九%	ベルギー	四・〇%
フランス	四・六%	ポーランド	三・九%
フィンランド	四・四%	オランダ	三・五%
デンマーク	四・〇%	ノールウェー	三・三%
ベルギー	三・七%	デンマーク	三・二%
オランダ	二・九%	アルゼンチン	三・一%
日本	二・四%	フランス	三・一%

なほ、主要輸出品としては、バルブ（輸出總額の二〇・八%を占む）を第一とし、問題の鐵礦（一〇・六%）がそれに次ぎ以下木材（九・八%）、紙（八・二%）、鐵鋼鐵材（四・七%）が擧げられる。また、主要輸入品としては石炭、コークス（輸入總額の二〇・二%を占む）を初め、鐵油原油（四・九%）、自動車（四・〇%）、電氣機械（三・四%）、絲綢類（三・三%）等が數

へられてゐる。

而して、最も注目的となつてゐるスウェーデン鐵礦のドイツ向け輸出は、一九三七年に約九百四十六萬噸、三八年に八百九十五萬噸とされてゐるが、スウェーデン

は英國に對しても一九三七年に約二百二十一萬噸、三八年に百六十五萬噸の鐵鑛を供給してゐたのである。従つてドイツとしては、國內需要の約六割近くまでも依存してゐるほどに重要なスウェーデン鐵鑛の主要輸送路たるノールウェー沿岸を確保するとともに、同鐵鑛の對英供給を阻止せんとする希望を持つことは當然であつた。かつまたスウェーデンはドイツから石炭、綿布、機械類、自動車類を輸入し、ドイツへバルブ、パタ、木材等をも供給してをり、即ちスウェーデンをめぐる英獨間の經濟封鎖は鐵鑛をはじめそれらの物資も問題とされてゐるのである。

英海軍力に依存するノールウェー

去る一九〇五年(明治三十八年)、スウェーデンとの聯合關係を廢絶し新たに王國を建設したノールウェーは、當時英國の支持によつてデンマーク王子ハーコン七世が國王に迎へられ、世界大戦には同じ中立側でもスウェーデンの親獨的であつたのに比べノールウェーは英國に近

く、この間に同國の工業ならびに海運業は著るしく發達した。そして同國が總噸數四百六十一萬噸(一九三八年七月現在)世界總噸數の約七分を占むの商船隊を擁するに至り、わが國に次ぎ世界第四位の海運國となつてゐることは餘りにも有名であるが、殊に國際的な海運と漁業に活動する小海軍國ノールウェーとしては大海軍力を擁する英國に依存せざるを得ないものと見られてゐたのである。なほ、一九三六年度に於けるノールウェーの輸出總額は約五億八千萬圓、輸入總額七億八千萬圓に達し、その國別内譯は左の通りであつた。

輸 入		輸 出	
英 國	一三・五%	英 國	一七・七%
ドイ ツ	一三・一	ドイ ツ	一七・六
米 國	一・六	スウェーデン	一一・三
スウェーデン	八・〇	米 國	八・三
フランス	六・〇	ベルギー	四・三
デンマーク	四・三	カナダ	四・〇
ベルギー	三・五	デンマーク	四・〇
日 本	二・八	フランス	三・二

主要輸出品としては魚類(輸出總額の二四・八%を占む)を第一とし、次いでバルブ(二二・四%)、紙(八・八%)、各種鑛(七%)、動物性肥料及び硝酸加里(六・九%)が挙げられる。又、主要輸入品としては機械器具類(輸入總額の八・二%を占む)を初め、油脂(七・五%)、船舶(七・一%)、穀物類(六・三%)、鐵及び鋼鐵製品(六・一%)等が數へられてゐる。

北歐諸國と協調のデンマーク

デンマークは傳統的に汎スカンディナヴィア主義をとり、それら北歐諸國と協調を保ち、世界大戦中は英佛側に對する好意的中立を守つた。そしてドイツはヴェルサイユ條約に基づき一九二〇年(大正九年)人民投票を施行した結果、デンマークに對しシュレスウィヒ公國の四割五分を割譲するの已むなきに至り、その後かゝる經過によるデンマーク國內のドイツ少數民族問題は、シュレスウィヒ・ナチス運動の勢により一九三七年頃より次第に活潑となつたのである。

一方、デンマーク側は、常にスカンディナヴィアブロック外交を堅持するとともに、ドイツ側との軋軟を極力さげ、ソ芬和平成立後はスウェーデン及びノールウェーと北歐防衛同盟運動などを行ひ、中立維持策に苦慮してゐたのであつた。

元來、デンマークは世界的に有名な農業國で沃土に恵まれ、特に畜産品が多く、ドイツの保障占領の目的はノールウェー制壓の飛石、ならびに對英攻撃の基地獲得に止まらず、從來主として對英供給されてゐたデンマークそれ自體の豊富な食糧資源の確保にありと傳へられてゐる。一九三六年度に於けるデンマークの輸出總額は、約十億圓、輸入總額十一億三千萬圓に達し、その國別内譯は左の通りであつた。

輸 入		輸 出	
英 國	五七・一%	英 國	三六・六%
ドイ ツ	二二・四	ドイ ツ	二五・四
スウェーデン	四・五	スウェーデン	六・九
ノールウェー	三・五	米 國	五・三

フランス	一・五	オランダ	三・〇
フィンランド	一・五	ノールウェー	三・〇
ベルギー	一・三	ベルギー	二・二
オランダ	一・三	ソ 聯	二・〇
スイス	一・三	ポーランド	一・八
米 國	〇・九	フィンランド	一・六

なほ、主要輸出品としては肉類(輸出総額の三七・九%を占む)を第一とし、次いで牛酪(三一・四%)・鶏卵(一一・二%)・生動物(七・九%)・油脂(五・四%)が挙げられる。又、主要輸入品としては礦産物(輸入総額の二〇・六%を占む)を初め、鐵鋼及び同製品(九・三%)・穀類(七・三%)・礦油油脂(七・一%)・生植物果實種子(七・〇%)等が數へられる。

以上の通り、その貿易を見ても北歐三國が極めて深刻な英獨の角逐市場とされてゐたことと共に、特にデンマーケの對英食糧供給(主としてベーコン、バター、鶏卵)が重大さを帯びてゐたことが察知されよう。英國側としても、既に今日あるを豫期してそれら食糧品を戦火の及ばぬ諸國からつとめて求めるやうにしてゐたとは云へ、從來英

國の總輸入に於てデンマークは全體の四分を占め、ニュージーランドに次ぎ第七位にありドイツよりも上位にあつたほどである。

北歐進出の態勢を示すソ聯

一方、ソ聯の北歐三國に對する經濟的勢力は對デンマーク輸出に於て第八位を占める以外に目ぼしい活躍は示してゐないが、政治的に英獨とならび稱される地歩を擡じてゐることは周知の處となつてゐる。

且つ、ソ聯は去る三月のソ芬講和條約に於て自國領内のムルマンスク鐵道のカンダラクシャより、フィンランド領のケミヤルヴィをつなぐ鐵道の敷設を協定したが、最近はその進捗をノールウェーまで延長の計畫が傳へられてゐるやうに、即ちそれによつてバルト海を経ずして直接大西洋に出口を求める足場として北部ノールウェー進出の體勢を示してゐると傳へられる等、かくして北歐諸國の對英獨關係はますます複雑化しつゝあるのである。

二千六百年史抄 (土) 菊池寛

戰 國 時 代

足利時代の末期には、下剋上の實例が到る處に在る。京都に於て、將軍家の權力が、管領の細川氏に移り、それが亦、細川氏の家臣の三好氏に移り、それが四轉して、三好氏の家來の松永久秀に移り、久秀は將軍義輝を弑してゐる。美濃では、齋藤氏が、その主家の土岐氏を追ひ、近江では、淺井氏が主家の京極氏を壓し、越前では朝倉氏が起つて主家の斯波氏から國を奪つてゐる。中國では、大内氏の旗下から毛利氏が起つてゐるし、四國では土佐の一統の被官たる長曾我部氏が勃興してゐる。中國では、赤松氏の權力が家臣の浦上氏に移り、浦上氏の家臣宇喜多氏が、又之に代つてゐる。關東では、鎌倉の足利氏の權力が兩上杉氏に移つたが、その權力が家臣の長尾氏に移つてゐる。

だから、鎌倉時代以来の大名で、潰れなかつたのは、九州で島津氏、奥州で伊達氏くらいだけで、山名、細川、兩上杉、今川、京極、畠山、赤松、大内、九州の少貳、大友、菊池氏など、みんな亡んでしまつたのである。

そして、その家臣もしくは被官の中の實力あるものが、その後を襲つたわけだが、しかも何等の地盤もなしに、蹶起したのは、北條早雲と豊臣秀吉の二人である。尤も、北條早雲は駿河の今川氏との縁故を頼りに、伊豆を奪つたわけだが、秀吉は徒手空拳でスタートしたのである。

この時代の人物を二つに別けると、

(イ) 武將としても政治家としても一流の人

豊臣秀吉、徳川家康、織田信長、毛利元就、北條早雲、北條氏康、伊達政宗、武田信玄、小早川隆景、長曾我部元親、蒲生氏郷

(ロ) 武將として一流の人

上杉謙信、吉川元春、立花宗茂、加藤清正、加藤嘉明、藤堂高虎、島津義弘、黒田長政

(イ)に屬する連中は、秀吉、家康以外の人々も、政治家として民政に明るく、人情の機微にも通じ、天の利、地の利を得れば、もつと大を爲し得た人々である。(ロ)に擧げた人々は、政治的手腕には乏しいが、義理堅く勇敢で、殊に吉川元春などは同じ長州の乃木將軍を思はせるやうな剛毅質朴な猛將である。

戦國時代の戦争の中で、頼山陽は三大戦として桶狭間の戦、嚴島の戦、川越の夜戦の三つを

擧げてゐる。この中、桶狭間の戦は、信長の出世戦争であるばかりでなく、天下の大勢にも影響した。嚴島の戦は、毛利氏の興亡を賭けた戦である。川越の夜戦は、北條氏康が寡兵を以て兩上杉八萬の大軍を撃破した快戦だが、その古戦場が直ぐ東京の近くにありながら、殆んど世人に忘れられてゐるのは、北條氏が亡んでしまつた爲めかも知れない。

が、この三大戦よりも、川中島の戦争が、有名である。これは、あの豪快な主將の一騎打が、後代まで人氣があるのだらう。上杉謙信は、足に少し引きつりのある五尺そこ〜の小軀だつたが、その猛氣は、敵味方に怖れられてゐた。

當時、一軍と一軍との戦争とすれば、甲越二將は、もつとも強かつたが、この二將と相模の北條氏康とが、南北の一線上に連り、お互に牽制し合つて、三人とも西方に向つて身動きが出来なかつたのである。

戦國時代は、一見いたづらに混亂した暗黒時代に見えるが、この中に日本全國が自ら統一に向つて、動いてゐたのである。

しかも、群雄の胸裡に共通した思想は、京都に出で、皇室を戴くといふことであつた。天日(あまひ)を掩つてゐた雲が除かれたごとく、足利將軍が没落すると共に、皇室尊崇の思想が目覺めて來た。領土擴張に夢中に見える群雄達も、皇室を戴くにあらざれば、天下に號令することが不可能であることを、皆心得てゐたのである。

上杉謙信の如きは、年二十三の時、朝廷から從四位下彈正少弼に敍任されると、朝恩の厚き

に感激し、「我坐ながらにして、官爵を受く、是恐らくは人臣の大義に非ず。將に上洛して天恩を拜謝せん」と云つて、二度まで京都に上つてゐる。當時、越後から京都まで、敵か味方か分らない國々の間を出かけて行くなど、並々ならぬ心がけてあつた。

毛利元就も、勤皇の志があつたし、織田信長は、父信秀の代から、皇居の修理に献金などしてゐる。

彼等に忠誠の志もあつたのであらうが、皇室を奉戴するのだから、群雄を駕御出来ないことを知つてゐたのである。

だから、戦國時代の後半は、彼等の上洛競走になつてゐたのである。その中で最初に上洛行動のスタートを切つたのが今川義元である。

今川家は、下剋上の犠牲にならなかつた足利時代の名家だ。義元は相當の人物で、駿遠參の大兵を擁して、尾張を衝いて一舉に、信長を踏み潰して、京都に入らうとしたのである。當時信長は、尾張一國をさへ統一してゐないし、兵力から云つて今川の敵ではなかつたが、「大中入り」と云ふ捨身の奇襲戦法に依つて、義元を一蹴して、その首級を擧げたのである。

義元を打倒した信長は、義元の壯圖だけを承継いで、その戦勝の餘威に乗じて、上洛行動の準備を爲し、先づ今川から自立した徳川家康と攻守同盟を結んで、後顧の憂を絶ち、美濃の齋藤を追うて道を開き、近江の淺井長政に妹を嫁して、途中の不安を除き、その上洛の志を達したのが、永祿十一年である。桶狭間の大勝から八年目である。

三好、松永などの下剋上の兵隊と違ひ、規律の嚴肅な新興兵士とも云ふべき信長の軍勢は、京都には入つても、秋毫も犯さなかつたから、忽ちに上下の信望を得て、信長の京都に於ける位置を、堅實なものにしたのである。

織田信長が、先づ京都に入つて彼の理想たる「天下布武」の第一歩に成功したのは、彼が他の群雄に比して、最も地の利を得てゐたからである。濃尾の地は、伊吹、鈴鹿の縦走山脈に依つて、近畿と隔絶してゐたため、中央政局の波動から、超然としてゐることが出来たし、又本州中部の上杉、武田、北條の諸勢力は、互に牽制し合つてゐたし、偶々伸びて来た今川には、奇襲することが出来た。それに足利三管領の一なる斯波氏の重臣家だから、京都の諸事情にも精通してゐた。その上、慧眼な信長は、新兵器たる鐵砲を重視して、眞先に採用してゐる。鐵砲を主力とした近世的な戦法にかゝつては、戦國の諸將も手を焼いたであらう。當時の鐵砲の有効距離は、僅かに二三十間だつたといはれるが、それにしても槍の二三十倍は届くわけだ。鐵砲が、勝敗を左右した著しい例は、天正三年の長篠の戦である。しかも鐵砲を武器とする以上、尾張平野は絶好の練兵場になるわけだ。その上、尾張は物産にも豊富である。この英雄兒は、地理的にも、いろ／＼恵まれてゐたのだ。

(この「二千六百年史抄」に限り無断轉載を禁ず)

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書紹介

北洋(佐藤光真著) この本は、北洋警備の編成の一等水兵として三年間務とうねりの北の海に、わが漁業権を守って活躍した筆者が、その体験を日記風に書いたものである。北洋に於けるソ聯の不法横断、それを守るわが海軍の軍大任務、その任務遂行の爲めに嘗めるわが海軍將士の人知れぬ苦心と不自由、その間に於ける無邪気な艦内生活、一夜にしてオホーツク海に日本の港を出現させたかと驚く程盛大な北洋漁業の勇士達の進取的な活動、更に霧とうねりの北洋風景や北洋漁業の由来及び状況など、要するに北洋に關する多くの認識を深める事の出来る本である。(四六二二七四頁 定価一冊 送料六錢 發行東京市神田區錦町一ノ七六番地 振替東京三〇二六八番)

教學局選奨圖書

愛國的苦悶を感動的に語る文學であり、一般の人、殊に青年に一讀をすゝめたい本である。(四六三五一頁 定価一冊五〇錢 送料一四錢 發行東京市麹町區有樂町東京毎日新聞社) 後醍醐天皇奉養論文集(建武義會編) 本書は建武中興六百年を記念して設立せられた建武義會が、昨年、後醍醐天皇崩御六百年祭を迎ふるに當り、天皇の御精神と御事業を顯彰し奉り、以て御聖徳を偲ぶよすがとして上梓したものであつて、後醍醐天皇と建武の中興に關する論文を集録したものである。本書は一般のいはゆる論文集にありがちな雑然たる寄り集りの類と異なり、一つの精神を以て貫かれてゐる點に大きな特徴が見出される。序文に「興亜の聖戰既に三年、道義の劔いよ、百鍊の牙を磨く時、正大の理想に邁進し給うて百折撓む所を知り給はなかつた英雄の御聖徳は、我等に勇躍道を進んで従容死に就く力を與へ給ふであらう」と云つてある通りであつて、今聖戰下輝く紀元二千六百年を迎へ、廣く江湖に邁めたいものである。(四八八頁 定価一冊八錢 送料一四錢 發行東京市込區橋方町一七五番地 振替東京二九五〇七番)

注意	御所	申込	定価	部	週報
▲本誌より複製の場合は必ず、週報発行所より複製の旨を明記し、且つ右複製料を内閣情報部週報課郵政三課郵送付下さい ▲本誌記事の無断転載は御断じます ▲郵政記事に対する御意見を編輯に附しての御意見も週報課宛にお知らせ下さい ▲本誌を他へ送りの場合は郵税一部五錢 ▲本誌へ廣告郵券宛の向は内閣印刷局へ	内閣印刷局發行課 電話九ノ内三三二一九 振替東京一九〇〇〇番	全国各地官報販賣所 東都書籍株式會社 振替東京九三九〇番 東京市神田區錦町一ノ二三 振替東京九三九〇番	一部 五錢(送料共) (送料共)に依る地域は、(外圍郵便に依る地域)に依る地域は十錢)の割合を以て郵金を添へ御申込下さい ▲特大額の場合は其の都度御持込金より差額を申受け下さる	昭和十五年四月二十四日印刷發行 編輯者 内閣情報部 東京市麹町區本町町 印刷者 内閣印刷局 東京市麹町區大手町	

一等割増金
十券一萬圓
五券五千圓

支那專賣券

支那國貨券

日五十二年三月五日出版



一枚 十圓五角

大藏省日本勸業銀行行

一等割増金 十冊一萬四 五冊五千四

支那專報

報國債券

日五十二日三十月五出賣

一枚 十元五円

大藏省・日本勧業銀行

文部省推薦圖書紹介

〈北洋(佐藤光良著)〉この本は、北洋防備の歴史の一端を水兵として三年間をたぬねりの北の海に、わが漁業権を守つて活躍した筆者が、その経験を日記風に書いたものである。北洋に蒙るソ聯の不法進出、それを守るわが海軍の重大任務、その任務遂行の爲めに苦めるわが海軍将士の人知れぬ苦心と不自由、その間に於ける無邪気な陸内生活、一夜にしてオホーツク海に日本の港を出現させたかと思はれる陸軍大佐北洋漁業の勇士達の進取の活動、更に驚とうねりの北洋風景や北洋漁業の出来及び状況など、要するに北洋に関する多くの認識を深める事の出来る本である。(四六頁、七四頁、定価一冊一圓、發行東京市神田區錦町一ノ七六丸屋社、振替東京二二六八五)

〈日韓兵舎(福田清人著)〉本書は、大陸開拓文藝懇談会の會員である著者が、宮城縣南郷村に赴つた事實に取材して書いた長篇小説であつて、東北農村の青年達の先驅的開拓移住として渡滿する事情、彼の地に於ける辛苦の開拓生活、それに動かされて湧き起る郷土の移民熱等を描いたものであつて、實に大陸開拓の第一頁を飾る青年の

教皇局選奨圖書

後醍醐天皇奉養論文集(建武義會編) 本書は建武中興六百年を記念して成立せられた建武義會が、昨年、後醍醐天皇御六百年祭を迎ふるに當り、天皇の御精神と御事業を顕彰し奉り、以て御聖徳を徳ぶす旨として上梓したものであつて、後醍醐天皇と建武の中興、他十一篇の論文を集録したものである。本書は一般のいはゆる論文集にありがちな難然たる寄り集りの類と異なり、一つの精神を以て貫かれてゐる點に大きな特徴が見出される。序文に「興業の聖職に三年、道義の劔いよ／＼百鍊の牙を磨く時、正大の理想に邁進し給うて百折はむ所を知り給はなかつた英邁の御聖徳は、我等に勇躍進を進んで從容死に就く力を與へ給ふであらう」と云つてゐる通りであつて、今聖職下輝く紀元二千六百年を迎へ、廣く江湖に傳へたいものである。(四八頁、定価一圓八〇錢、發行東京市牛込區橋方町一七五文堂、振替東京二九五〇七番)

御注意	所 込 申	價 定	週 報
<p>▲本誌より特報の場合は必ず「週報特別」の字を明記し、且つ右特報を内閣情報部選奨圖書に申請して下さい</p> <p>▲本誌記事の無断複製は切斷して下さい</p> <p>▲特報記事に對する御寄附を編輯に關しての御意見を週報特別部宛にお知らせ下さい</p> <p>▲本誌を他へお送りの場合は必ず「週報特別」の字を明記し、且つ右特報を内閣情報部選奨圖書に申請して下さい</p>	<p>内閣印刷局發行課</p> <p>電話九ノ内(三)五一一九</p> <p>振替東京一九〇〇〇番</p> <p>全国各地官報販賣所</p> <p>東都書籍株式會社</p> <p>東京市神田區錦町一ノ三</p> <p>振替東京九三九〇番</p> <p>各書店・驛賣店</p>	<p>一部 五錢(送料別)</p> <p>▲特報記事に依る地域に依る場合は千圓の割合を以て前金を送(御申込み下さい)</p> <p>▲特報の場合には其の都度御寄附金をより差額お申付けます</p>	<p>昭和十五年四月二十四日印刷發行</p> <p>編輯者 内閣情報部</p> <p>印刷者 内閣印刷局</p> <p>發行者 東京市神田區大手町</p>

露光量違いにより重複撮影

週報

五月一日日號

法人の税金はどう變つたか
 結核に對する認識と實踐
 母と乳幼兒の體力向上
 外地の保健狀況と對策
 外貨獲得と農林水産物(下)
 抗日二黨の摩擦
 商業小組の現狀
 海軍病院の現狀

特別
 二千六百年史抄(十二)
 内閣情報部參與菊池 寛

週報
 昭和十五年四月十一日第三種郵便物認可
 昭和十五年五月一日
 第一八五號
 昭和十五年五月一日
 毎週一回水曜日發行

内閣印刷局印刷發行
 五錢

金属より ベークライトへ



(登録商標)

ベークライトなる文字は合成樹脂製品に對する商標の所有する登録商標であります。

金属其他の不足物資をベークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企畫を御立て下さい。使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します。

東京市日本橋區室町 日本ベークライト株式会社
 營業所 東京市赤坂區溜池町

(判LA5]格規定國はさき大の書本)